

委員会提出議案第3号

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月25日提出

さいたま市議会議会運営委員会  
委員長 土井 裕之

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（委員会の開催方法の特例）</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の予防措置により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、次条、第17条第1項及び第30条第1項の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。